

動薬協会発 194 号  
令和 2 年 3 月 1 0 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
理事長 福井 邦 顕  
(公 印 省 略)

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置  
の実施に当たっての留意事項について」の一部改正について

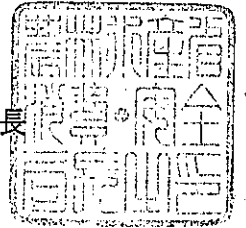
平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（元消安第 5707  
号）がありましたので、お知らせします。

元消安第 5707 号  
令和 2 年 3 月 6 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延  
防止措置の実施に当たっての留意事項について」の一部改正について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、引き続き、CSF（豚熱）の発生予防及びまん延防止措置の徹底に御協力方よろしくお願  
いします。



写

元消安第 5707 号  
令和 2 年 3 月 6 日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延  
防止措置の実施に当たっての留意事項について」の一部改正について

CSF（豚熱）については、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 第 1 項に基づき公表されている「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 2 月 5 日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に従い、発生予防及びまん延防止対策を進めてきたところです。

本日、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和 2 年 2 月 5 日付け元消安第 5021 号農林水産省消費・安全局長通知）を別添のとおり改正しましたのでお知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。